

## 27年度施行に向けて市町村で行うべき準備事務について

### 【本資料の位置付け】

- 27年度施行に向けて市町村で行う準備事務について、考えられる事務や実施時期等について整理したもの。
- あくまで現時点での市町村において一般的に想定される内容を示したものであるため、本表で示した事務のうち、市町村によつては、必要がなかつたり、進め方が異なつたりする場合もあり得ることに留意。また、必ずしも必要な手続きを網羅したものではなく、今後必要に応じ、内容を追加していくことも想定したものである。
- 以上を前提として、各市町村における実施事務を検討しただけの参考として、各市町村の状況に応じて、事務内容等を加除修正のうえ、チェックリストとして活用いただくことを想定したもの。
- なお、表中の網掛けがかかる事項については、既に大半の市町村で実施済みであると想定されるものである。

平成26年6月

分類	事項	実施時期	
		内容	根拠等
	①地方版子ども・子育て会議等の設置	子ども・子育て支援法第77条に定める「審議会、その他の合議制の性質の設置」または「条例等による限り早期に実現する」と規定する当事業者への意見聴取を行う。	条例等
	②地方版子ども・子育て会議等の運営	利用定員の設定、市町村事業計画の策定、子ども・子育て支援の実施状況について調査審議をする。	条例等による限り早期に実現する
	③市町村子ども・子育て支援事業計画策定、提出	教育・保育提供区域の設定の検討をする。 ニーズ調査書を作成し、住民に対するニーズ調査を行う。	適宜 できる限り早期に実現する
事業計画関係	①地方版子ども・子育て会議等の設置	内閣が示した量の見込みの集計の手引きを参考に、ニーズ調査の結果を取りまとめて、教育・保育の「量の見込み」を算出する。(年月時点での量の見込みを都道府県に報告) 既存施設に対する新制度への移行の意向調査を行う。	～4月 ～4月
	②地方版子ども・子育て会議等の運営	事業計画の骨子案・要素を作成する。	6月～7月 ～8月
	③市町村子ども・子育て支援事業計画策定、提出	集計した「量の見込み」について、補正の必要性などを検討、「量の見込みをある程度確定させた」「量の見込み」の補正を行なう場合、潜在的な利用ニーズについても考慮するなど「量の見込み」の算出の基本的な考え方を踏まえたものとするなどして、その補正根拠などについて地方版子ども・子育て会議等での議論を経るなど透明性を確保して行う。 ある程度「量の見込み」を確定した上で、それに対する提携体制の「確保方策」について、地方版子ども・子育て会議等で議論を行い検討する。	～9月
	④事業計画の策定	教育・保育の一体的提供体制の確保の内容について検討する。既存の幼稚園・保育所に対する、既定の方向性に応じて調整する。既存の幼稚園・保育所の有無について確認し、必要に応じて都道府県と調整する。指定都市、中核市は、「都道府県計画で定める数」を設定する。	～9月
	⑤事業計画の策定	次世代法の行動計画策定指針に基づき、事業計画との整合性、一体的策定等の検討を行う。 (策定指針の方向性は、6月下旬提示予定)	～9月
	⑥事業計画の策定	事業計画の中間とりまとめを行い、都道府県へ報告する。(既存施設の意向調査も踏まえ、確保方策について都道府県と随時情報交換)	～9月頃
	⑦事業計画の策定	「量の見込み」「確保方策」「教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保の内容」以外の記載事項の検討を行う。	～27年3月
	⑧事業計画の策定	中間とりまとめを行った事業計画についてパブコメを実施し、事業計画を策定・公表する。(策定した事業計画は都道府県へ提出)	～27年3月
	⑨事業計画の策定		
	⑩事業計画の策定		

※ 「手引き」は国が示した調査票のイメージを使用した標準的な算出方法であるため、「量の見込み」の算出については、各市町村において独自の算出方法を用いることも可能。  
 ※ 「量の見込み」は算出には標準的な算出方法であるため、「量の見込み」の算出については、各市町村において独自の算出方法を用いることにも可能。  
 ※ 「量の見込み」は算出には標準的な算出方法であるため、「量の見込み」の算出については、各市町村において独自の算出方法を用いることにも可能。

※ 事業計画策定にあたっては、障害福祉計画との整合性にも留意すること。(平成26年5月30日付事務連絡参照)

分類	作業内容	実施時期
	書立 ④地域型保育事業認可基準 条例 条例案を作成して、議会へ上程・制定する。(必要に応じ、地方版子ども・子育て会議での意見聴取、パブコメ実施) 制定した条例を事業者等へ周知する。	規則等 条例 ～9月
	⑤施設・地域型保育事業の運営基準(確認制度)条例 条例案を作成して、議会へ上程・制定する。(必要に応じ、地方版子ども・子育て会議での意見聴取、パブコメ実施) 制定した条例を事業者等へ周知する。	9月～
	⑥放課後児童健全育成事業基準条例 条例案を作成して、議会へ上程・制定する。(必要に応じ、地方版子ども・子育て会議での意見聴取、パブコメ実施) 制定した条例を事業者等へ周知する。	9月～
各種基準関係等	⑦保育の必要性の認定基準 48～64時間の範囲で市町村が定める下限時間を検討、規則等で定める。 (最大で10年間の経過措置期間あり) 必要に応じ、上記について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴いて、「その他市町村が定める事由」について検討し、必要があれば規則等で定める。	規則等 ～9月(できる限り速やかに)
	⑧利用調整(優先利用)の運用方針 国の子ども・子育て会議で示された項目をもとに、優先利用の項目について検討を行う。	規則等 ～9月
	利用調整にあたっての優先度その他のルールを定める。(ガイドラインや内規等で定める)。また、必要に応じ、他市町村との広域利用についての調整を行う。	～9月
	利用者の保育の利用希望、施設の利用状況等に基づき、利用調整を行い、利用可能な施設・事業のあつせん、要請を行う。	～9月
	⑨公立施設に関する設置条例等の改正の必要について検討を行い、必要に応じて条例(及び規則、要解等)改正する。	10月～

※ 地域型保育事業の認可基準については、現時点で事業の実施を想定していない場合であっても、将来事業者の参入があつた場合に備え必ず条例化をしておく必要がある。

※ (法令上も命令制定は義務)

※ 放課後児童健全育成事業の条例制定に当たっては、個々の放課後児童クラブすべてに小学生6年生までの受け入れ義務を課すものではないが、児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、条例において利用対象を小学校3年生までに制限することは適当ではない。

※ 保育の必要性の認定基準は、子ども・子育て支援法施行規則において具体的に規定されるものであり、必ずしも市町村において条例化する必要はない。

分類	事員 ①地域子ども・子育て支援事業(市町村事業)	作業内容		実施時期
		内容	実施時期	
地域子ども・子育て支援事業	保育緊急確保事業に基づく先行的な実施を検討・予算化・実施をする。 量の見込みの集計結果に基づき、実施事業内容等の検討を行う。	規則等	4月～27年3月	
	事業者向け説明会などで事業内容について周知する。	4月～		
	国の示す要綱案等に基づき、実施要領等を検討・制定する。	～9月		
	事業所に応募をかけ、事業者からの事業実施の届け出を受け付ける。	～27年3月		
	27年度に向けた予算化の作業を行う。	10月～		
		～27年3月		
利用者負担	①利用者負担の検討・確定 (政令の範囲内で市町村が定める)  保育所等の利用者負担額及び減免規定については、利用者負担額の国基準(上限)及び各市町村における現行の設定内容等をもとに、検討を行う。 公立幼稚園の利用者負担額及び減免規定については、各市町村の現行の設定内容等を踏まえつつ、検討を行う。 私立幼稚園については、幼稚園が個別に定めている現行の利用者負担額の実態を把握するども[二]、国基準(上限)就園奨励費からの移行の観点等を踏まえ、事業者との調整を行う。 市町村が定めようとする利用者負担額よりも現に低い保育料を設定している私立幼稚園については、利用者負担の経過措置の内容等を踏まえ、事業者との調整を行う。 利用者負担額について、必要に応じ地方版子ども・子育て会議等に説明する。  利用者負担額の区分内容・枠組みの概要について住民・事業者に対し周知する。	6月～ 6月～ 6月～ 6月～ 適宜 6月～ ～9月		
	市町村民税担当課と税情報の提供について調整を行う。	6月～		
	広域利用の実態及び見込みを踏まえ、広域利用の場合の利用者負担の取扱いについて、他市町村との調整を行う。	～10月		
	27年度予算で国の定める公定価格等を踏まえ利用者負担額を確定(条例等制定)する。	条例等	～27年3月	
	公立施設については、利用者負担額の徵収規則およびその内容、減免規定を条例で制定する。	条例	～27年3月	
	公立以外の施設・事業について利用者負担額の徵収規則およびその内容、減免規定を規則等で制定する。	規則等	～27年3月	
	決定した利用者負担額について、入所・入園申込者・在園児保護者等の利用者、事業者に対し周知する。	利用者負担額決定後		

分類	事項	作業内容	実施時期	
			種別等	期間
私立幼稚園の円滑な移行支援	①私立幼稚園からの照会を受け付ける窓口を設置・明示する。 新制度への移行の意向調査を行う。	私立幼稚園からの方へ 認定こども園への移行希望を確認し、必要に応じ、地域の供給見込み量の上乗せを決定するか どうかを地方版子ども・子育て会議等の意見を聽いて、検討する。 幼稚園型一時預かり事業の実施について、現在の利用状況等を把握の上、市町村事業計画における量の見込みを適切に推定する。 現行の幼稚園の預かり保育からの円滑な移行が可能なとなるよう、国基準を踏まえた適切な事業実施基準を確定するとともに、事業を委託する。	～5月中	6～7月
	③支給認定事務	業務フローの整理を行う。	～6月	～6月
	支給認定(施行前の準備行為としての事務)	幼稚園に対し、教育標準時間認定の子どもに係る簡素な利用手続きについて、幼稚園を通じた申請及び交付にかかる事務の協力要請を行う。 支給認定の申請書・交付書の様式を定める。 支給認定手続き等について、利用者向けに広報誌等で周知をはかる。 支給認定手続きについて、事業者向けに周知をはかる。	～8月 ～9月 ～9月 ～9月	～8月 ～9月 ～9月 ～9月
		申請者(在園児含む)から保育の必要性認定の申請を受け付ける。(教育標準時間認定について は、利用者は施設を通じて認定申請を行う。) 保育の必要性を認定した者に対し、認定証を交付する。 (教育標準時間認定については、施設を通じて認定証を交付する。)	10月以降適切な時期 10月以降適切な時期	10月以降適切な時期
	※ 支給認定事務等については、子ども・子育て支援法附則第12条の規定に基づき、施行前に行うことが可能。			
	④地域型保育事業認可事務	地域型保育事業の認可事務に係る書類の様式を定める。	～9月	～9月
	地域型保育事業の認可事務	地域型保育事業について市町村内での周知を行う。 事業所内保育施設や認可外保育施設(地方単独事業により行われているものを含む。)の状況を把握し、必要に応じ、意向の確認や調整を行う。 認可・確認申請を予定している事業者から利用定員に関する事業者と面接を行う。	～9月 ～9月 ～9月	～9月
		事業者からの認可申請を受け、認可の可否を判断とともに、認可を行う場合は、利用定員を定めた上で、給付の対象となる事業者の確認を行う。	10月～	10月～

※地域型保育事業については、認可と確認を一体的に行う。

分類	項目	内容	実施時期	
			実施月	実施年
	①事業者からの申請に基づく認証事務(27年4月以降に認可される施設)	認可・確認事務等の様式を定める。 認可・確認申請を予定ないし検討している施設・事業者へ必要な情報提供を行う。 認可・確認申請を予定ないし検討している施設について、都道府県と調整を行う。 認可施設・事業者と利用定員に聞いて必要な情報収集、調整を行う。 認可施設・事業の利用定員の設定に話し、地方版子ども・子育て会議の意見聴取を行う。 認可施設・事業の利用定員の設定に話し、都道府県と協議を行う。 認可施設・認可事業者からの申請を受け、利用定員を定めた上で、給付の対象となる施設・事業者の確認を行う。	～9月	～9月
	②みなし確認事務(施行前の準備行為としての事務)	①みなし確認事務に係る書類の様式を定める。 既存の施設にかし、みなし確認されること(特に、幼稚園については、別段の申出を行うことにより確認を許すことができる)と連絡するとともに、必要な情報提供を行う。 みなし確認される認可施設・事業者や認可権者(都道府県等)から、確認に必要な情報収集(調査等)を行う。 特に幼稚園・認定こども園は園児募集の円滑な開始に配慮して、みなし確認をすみやかに行う。 みなし確認される認可施設・事業の利用定員の設定に対して、地方版子ども・子育て会議の意見聽取を行う。 みなし確認される認可施設・事業について、都道府県に協議し、利用定員を定める。	～8月	～8月
	③共通の確認事務	確認した施設・事業について、事業の名称その他について、都道府県へ届ける。 確認した施設・事業について、事業の名称その他について、公示するとともに利用者向けに周知する。 確認施設・事業への指導・監査の内容・方法等について、検討を行い、方針を定める。	～9月 ～10月～ ～27年3月	～9月 ～10月～ ～10月～

※ 市町村が自ら実施している家庭的保育事業についてには、みなし確認される。

※ 公立幼稚園について、新制度の対象としない(確認を受けない)という選択肢をとることは基本的に想定していない。

分類	作業内容	実施時期	
		内 容	期 間
給付事務	①給付事務の検討・確定	給付事務の設置(審査支払事務フローの検討)を行う。 市町村の独自自成等の取り扱いを検討・整理する。	規則等 ～10月
		広域利用に関する給付の取扱いについて、他市町村と調整を行う。	～10月
		事務取扱要領等を定める。	～27年2月
		給付の支払い事務体制の検討、構築を行う。	～27年3月
	②施設型給付費の地方単独費用部分の額の設定(「公定価格」と「国庫負担対象額」の差額地域の実費等を参考して市町村が定める)	国が定める公定価格の見込み等をもとに、各市町村の施設型給付費(地方単独費用部分を含む)を設定する。必要に応じて、都道府県との調整を図る。 基準ど異なる額を定めようとする場合は、地方版子ども・子育て会議等に、その理由を併せて提示・審議の上決定するなど透明性を確保した上で、施設型給付費の地方単独費用部分の枠組みの概要について事業者等に対し丁寧に周知する。	6月～
	施設型給付費(1号)の地方単独費用部分	27年度予算で国の定める公定価格・交付税の単位費用等を踏まえ、27年度の当該市町村の地方単独費用部分を含めた施設型給付費の額を確定(規則等制定)する。	規則等 ～27年3月
	③システム化の検討、構築	パッケージソフトを導入するが、独自システムを構築するが、電子システムは構築しないかを決める。 電子化する場合には、電子化範囲、要件の定義、要望事項の整理を行って、これを仕様書にまとめ、入札等の会計上の手続きを行って、業者(ベンダー)を選定する。 (パッケージ導入の場合)ベンダーと打ち合わせを行って、適切なパッケージソフトを購入する。	～4月 4月～6月
		(独自システムを構築する場合)認可・確認システムの構築を行う。	～12月(できれば9月末までに)
		(独自システムを構築する場合)支給認定・利用調整システムの構築を行う。	9月～(運用テスト6月～8月)
		(独自システムを構築する場合)給付・収納・給付費簡易請求システムの構築を行う。	10月～(運用テスト7～9月)
	システム構築、データの移行・入力	施設情報等を整理し、必要箇所をコピーしておく。	12月～(運用テスト10月～) ～9月
	④データを内閣府に送付	内閣府から連絡があつたら、コピーした紙データを内閣府に送付	9月～27年1月
	⑤確認データの入力、地域型認可データの入力	内閣府から提供される簡易システムを活用して、確認データ・地域型保育の認可データを入力する。	27年1月～
	⑥公私立幼稚園及び公私立保育所の在園児のデータ移行	現行制度下における公立幼稚園及び公私立保育所の在園児について、新制度移行時に必要なデータ入力等の作業を行う。なお、新制度の移行が見込まれる私立幼稚園については、教育標準時間認定(1号認定)を通じて、必要なデータの整理を図っていく。	8月～
	⑦27年4月以降利用希望の申請者のデータ入力	27年4月以降利用希望の申請者の必要なデータ入力を行う。	10月～

分類	事項	作業内容		実施時期
		内容	根拠等	
幼保連携型認定 こども園	②幼保連携型認定こども園に 関する教育委員会の意見を聽 取すべき事項の規則制定 ◎教育・保育要領	公立の幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、教育課程の基本的事項の策定等の教育委員会と密接に連携する事項について、地域の実情に応じて原則で定める。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の2)	規則	～9月
自治体における 実施体制	③体制準備	私立幼稚園からの照会を受け付ける窓口を設置、明示する。(再掲) 住民に対する窓口を設置・明示する。 国の窓口一元化に対応できる体制の構築準備を行う。 (27年度から給付の支出等は内閣府へ一元化)		～5月中 遅くとも秋くらいまでに ～27年3月
周知・広報等	④事業者への周知・広報等 ⑤保護者への周知・広報等	事業者に対し新制度への移行に向け公定価格などについて説明会を行う。 事業者へ施設・事業の利用者(在園者)に対して新制度への変更について説明を行つていただくよう依頼をする。 新制度の広報計画を策定する。(広報誌の紙面の確保等) 広報誌等を活用し、広く住民に対して、新制度の内容について周知を行う。 新制度の利用対象となる保護者等に対して申込手続きなどについて説明や案内を行う。	できるだけ速かに(その後も説明会の開催等、適宜情報を提供) ～9月(募集開始前の適切な時期) できる限り早期に 夏ごろまで適宜 夏以降、適切な時期	
※新制度に関する広報については内閣府にも掲載( <a href="http://www.b.eao.go.jp/shoushi/shinsido/index.htm">http://www.b.eao.go.jp/shoushi/shinsido/index.htm</a> )				
その他	⑥税制改正	税制改正の内容について、事業者等に周知する。	随時	
	⑦公私連携幼保連携型認定こども園設置法人に対する託児 の無償・安価な貸付・譲渡	公私連携幼保連携型認定こども園設置法人を指定し、当該法人と協定を締結する。 必要に応じて資産処分を議会で議決する。		～27年3月
	⑧公私連携保育法人に対する 設備の無償・安価な貸付・譲渡	公私連携保育法人を指定し、当該法人と協定を締結する。 必要に応じて資産処分を議会で議決する。		～27年3月
	⑨公立施設の域外利用 ⑩過料	新たに行う公立施設の域外利用について、必要に応じて地方自治法に基づく手続を行う。(地方自治法第244条の3 2項、31項参照) 必要に応じて子ども・子育て支援法第87条各項に基づく過料を科する規定を設けるための条例を制定する。	条例	～27年3月
	⑪個人情報の取扱い	扱うデータについて、必要に応じ個人情報審査会等へ諮る。		～9月